



## ① 製造禁止

- 武器の製造は犯罪です。非常に重い罪に問われます。  
※ 許可なくけん銃等の武器を作ると  
…3年以上の有期懲役
- おもちゃの銃を改造しても犯罪になることがあります。
- 興味や好奇心、観賞目的の製造も禁止されています。

## ② 所持禁止

- 許可なく銃砲を持つことは犯罪です。
- 製造したけん銃等の武器を所持することも犯罪です。

インターネット上には様々な有害情報が溢れています。  
けん銃等の所持や製造の情報は警察まで連絡を！！

# 通報窓口

～ 情報提供にご協力ください。～

①拳銃110番報奨制度

0120-10-3774

②匿名通報ダイヤル

0120-924-839

③警察安全相談

#9110

警察本部・警察署でも受け付けます。

岐阜県警察